



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社中村超硬
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード：6166、東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理本部長 藤井 秀亮
(TEL. 072-274-1072)

定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第52回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数を1,300万株から3,000万株に増加させるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることから、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を退任監査役の任期満了の時までとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,300万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,000万株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2.</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3.</u> 当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p><u>4.</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議の効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(任期)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
＜新設＞	<u>附 則</u> <u>第 1 条</u> 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
＜新設＞	<u>第 2 条</u> 前条の規定にかかわらず、2023年2月末までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
＜新設＞	<u>第 3 条</u> 本附則は、2023年3月1日または前条の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会日（予定）

2022年6月24日（金）

(2) 定款変更の効力発生日（予定）

2022年6月24日（金）

ただし、現行定款第15条の削除及び変更後定款第15条の新設は、変更案附則に掲げた日

以 上